

総則4（土砂災害特別警戒区域）

法第6条、法第20条、令第80条の3、土砂災害防止法第25条

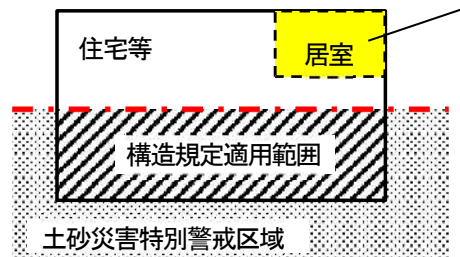
■ 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造について（平15.10 [改正]平29.4 令3.4）

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物は、令第80条の3に基づくH13国交告第383号の規定に適合する構造方法としなければならない。

H13国交告第383号の構造規定適用の対象となる「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物」は、次の各号に該当するものとする。

- ① 土砂災害特別警戒区域内に建築物又は建築物の部分を有するもの
- ② 当該建築物に居室を有するもの

【例】



土砂災害特別警戒区域外にのみ居室がある場合も構造規定が適用される。

【解説】

居室を有する建築物の一部でも土砂災害特別警戒区域内に含まれるものは、居室の位置や規模に関わりなく、H13 国交告第383号の規定の適用を受ける。

ただし、当該構造方法が求められるのは、令第80条の3において「土石等の高さ又は土石流の高さ以下の部分であって、土砂災害の発生原因となる自然現象により衝撃が作用すると想定される部分に限る」とされている。

- 【参考】
- ◇ 土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル（（一財）日本建築防災協会）
 - ◇ 建築物の構造関係技術基準解説書 2020（全国官報販売協同組合）
 - ◇ 建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版（（一財）建築行政情報センター）

■ 土砂災害特別警戒区域内における確認申請について（平29.4）

都市計画区域外又は準都市計画区域外に小規模な建築物（建築基準法第6条第1項第四号に規定する規模・構造の建築物）を建築する場合は、通常確認申請は要しないが、土砂災害特別警戒区域内（敷地の過半が土砂災害特別警戒区域である場合に限る）に居室を有する建築物を建築する場合は、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第25条の規定に基づき、確認申請を要する。